

令和3年5月13日

富山県社会保険労務士会
会長 山下 誠 様

全国健康保険協会富山支部
支部長 松井 泰治

事業者健診結果の取得促進に係る広報について（依頼）

平素より、全国健康保険協会の事業運営につきまして格段のご高配を賜り、
厚く御礼を申し上げます。

当協会では、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防する観点から、加入者の皆さんに、特定健診及びその健診結果に応じて、特定保健指導を実施しております。

また、協会けんぽで実施している特定健診に限らず、事業主が実施している事業者健診（定期健診）についても、その健診結果を当協会へ提供いただくことで、特定保健指導を実施できる仕組みとなっているほか、事業所の健康課題見える化した「事業所カルテ」を提供させていただく事が可能となっております。

今般、事業者健診結果のさらなる取得促進のため、「事業主と健診機関が定期健診の契約を結ぶ際に保険者へ健診結果を提供する旨の条項を盛り込む」ことで、事業者健診結果が保険者にスムーズに提供できるよう、令和2年12月23日に新たな取扱いが国から示されました。（別添参照）

つきましては、当該取り扱いについて、多くの事業主の方に知っていただくため、別紙のとおり案内リーフレットを作成いたしましたので、当該リーフレットの内容を広報誌に掲載いただく等、会員の方々への周知にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

今後とも、全国健康保険協会の事業運営にご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

従業員の皆様の健康を守りましょう

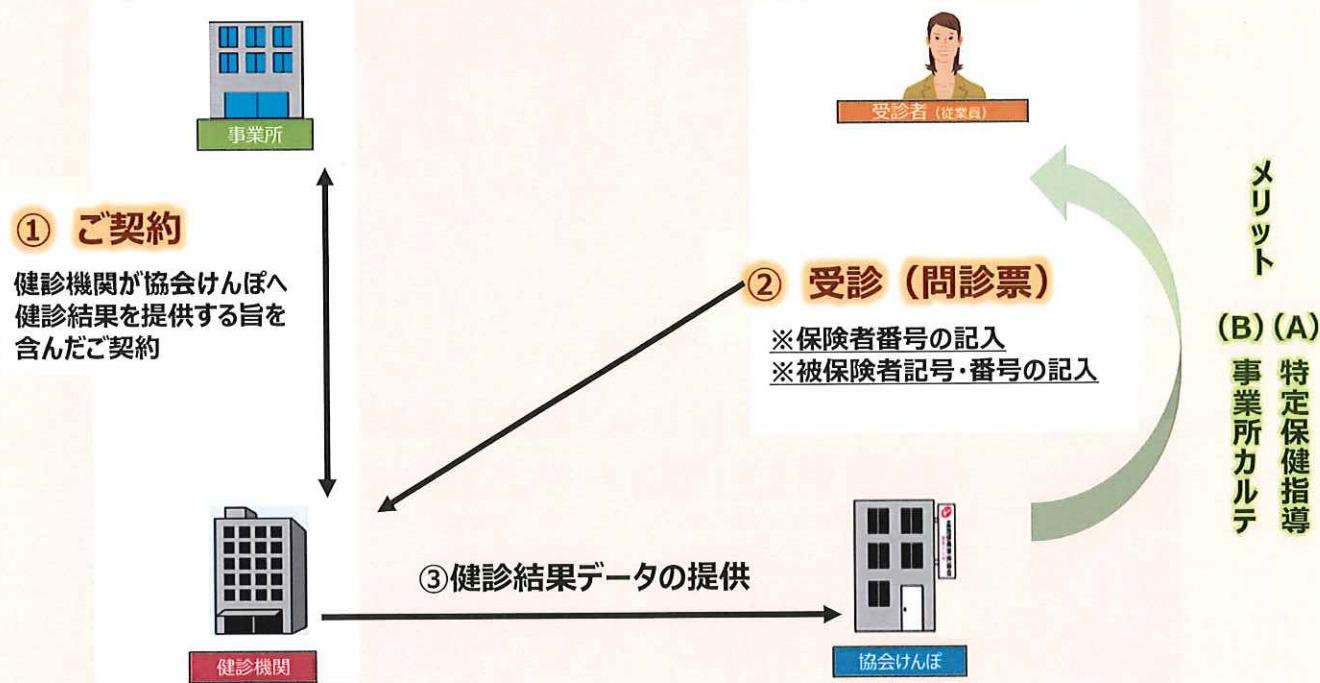
協会けんぽに加入する40歳以上の方の

事業者健診結果を協会けんぽに提供ください

生活改善が必要な方に、特定保健指導を提供いたします

事業主様へ

- ① 事業者健診のご契約の際は、
「健診機関が協会けんぽに健診結果を提出する」旨を含んだ契約をお願いします。
- ② 健診受診時に従業員様に保険証をご持参いただくようご説明をお願いします。



事業主様に代わり、健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、予め契約の中で取り決めることで、健診機関から協会けんぽに直接提供されます。

提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

- (A) 健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を行います。
- (B) 事業所の健康度見える化した事業所カルテの提供が可能となります。

健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫です！

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）



全国健康保険協会 富山支部
協会けんぽ